

# 年末調整及び確定申告に使用する証明書を発行します

所得税の年末調整や、確定申告で使用する控除資料・各種証明書を発行します。  
なお、窓口にお越しの際には、本人確認できるもの(健康保険証や免許証など)をお持ちください。(確定申告についての詳細は、広報1、2月号に掲載します。)

## 国民健康保険税額・介護保険料額・後期高齢者医療保険料額の所得控除資料について

平成20年1月1日(火・祝)～12月31日(水)に納付(入)いただいた額の資料(ハガキ)は、平成21年1月下旬に送付する予定です。それ以前に資料が必要な方は、申請により発行します。  
※なお、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が年金から差し引かれている方は、本人以外の方の申告には使用できませんのでご注意ください。

## 障害者控除に使用する障害者控除対象者認定書について

町では、下記の要件を満たしている方に障害者控除対象者認定書を発行します。  
障害者控除対象者認定書を申告に提出すると障害者控除を受けることができます。  
○介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方。  
○介護保険の認定調査票または主治医意見書から一定の要件が確認できる方。

## 医療費控除に使用するおむつ使用証明書について

町では、下記の要件を満たしている方におむつ使用証明書を発行します。  
おむつ使用証明書を申告に提出すると医療費控除を受ける際、おむつ代を含めることができます。  
○介護保険の要介護認定を受けている方。  
○主治医意見書から一定の要件が確認できる方。  
○前年、おむつ代の医療費控除を受けている方。  
なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける方は医師が発行したおむつ使用証明書を申告時に提出してください。

### ■各控除資料・証明書に関する問合せ／

国民健康保険税の所得控除資料について・・・税務課 収納管理担当 ☎ 991-1835  
介護保険料の所得控除資料や証明書について・・・住民ほけん課 介護保険担当 ☎ 991-1886  
後期高齢者医療保険料の所得控除資料について・・・住民ほけん課 高齢福祉担当 ☎ 991-1884

## 国民年金保険料の控除証明書(ハガキ)について

国民年金保険料を年末調整・確定申告する際には納付した証明書類の添付が必要です。  
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、平成20年11月上旬(10月以降に、その年初めて国民年金保険料を納付された方は、翌年2月上旬)に社会保険庁から送付されますので、手続きをされるまで大切に保管してください。

■問合せ／春日部社会保険事務所 ☎ 048-737-7510